



島根県報

平成17年12月27日 (火)
号外 第 123 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料 (医療対策課) の額の一部改正

告 示

島根県告示第1,297号

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額 (昭和48年島根県告示第235号) の一部を次のように改正し、平成18年 1 月 1 日から施行する。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

入院期間が180日を超えた日以後の入院料の項の次に次の 1 項を加える。

セカンドオピニオン面接料 1 回につき 15,750円

クエン酸シルデナフィル製剤の項の次に次の 1 項を加える。

エピネフリン注射液自己注射キット製剤

注射液0.3ミリグラム 1 本につき 10,496円

注射液0.15ミリグラム 1 本につき 10,496円

